

特集：2015年度学会シンポジウムを振り返って

地方自治体における調査から考える女性の貧困問題

Poverty and Women

— A Review of the Municipal Research —

岩 永 理 恵

Rie Iwanaga

2015年度の学内学会では、「地方自治体における調査から考える女性の貧困問題」というタイトルで、「平成26年度 全国知事会自主調査研究委託事業」で行った研究をもとに、報告させていただいた。なお、報告書は、全国知事会のホームページに掲載されている。

このような研究が必要とされる背景には、報告の冒頭で引用した朝日新聞の女性の貧困を示すデータの報道（2011年12月9日）が、衝撃をもって受け止められたり、「貧困女子」という言葉への関心が急に高まったりする風潮があると考えられる。また、2015年4月施行の生活困窮者自立支援法が、その支援の担い手として地方自治体を想定しているというような政策動向もある。研究報告の要旨は、次の通りである。

実のところ、筆者自身が、あらためて女性の貧困問題について考える機会を得て、地方自治体が女性の貧困問題にいかに向き合ってきたかを調査し、地方自治体が取べき施策を論じた。その結果、地方自治体は、総じて女性の貧困問題に対する関心が低かったと分かった。もちろん、女性が抱える問題に取り組んできた人たちにとって、女性の貧困問題は、当たり前のように存在してきた。

両者の認識、そして地方自治体のこれまでの取り組みとの落差は大きい。落差を埋め、施策立案

するために、何より必要なことは、各種の調査において性別データを整備することである。あらためて女性の貧困調査をせよというのではない。既存の各種調査・ニーズ把握、施策の効果測定において、性別、具体的には「男性・女性・その他」の選択肢を置く、ということをご提案したい。

また、生活困窮者を支援する、男女共同参画センター・各種女性センター・民間団体等の活動と地方自治体が果たす役割の重要性を再認識することも重要である。調査対象は、すでに実施されてきた制度ではなく、その前段に位置する、政策の基礎となる調査・研究報告であるが、女性の貧困問題をテーマとする文献及びその関連文献はきわめて少なかった。行政の取り組みというより、民間の支援団体の働きを経由して、女性のニーズがつかみ取られているようにみられる。これらの働きの上に、「最低限度の経済的自立の可能性に対する個人の権利」という視点のもとに、貧困からの救済と貧困の予防について、短期・中期・長期で目標を設定することが必要と考える。

女性の貧困問題は、深刻な実態にもかかわらず、新鮮な驚きをもって受け止められるという世間の実態がある。そのような現状では、女性の貧困問題を解決しようという社会的な力は小さいと考えざるを得ない。岩田先生が、シンポジウムに対してくださったコメントのなかで印象的であったの

は、女性の貧困は政策と絡めないと分からないのでは、というお話であった。

C.E. リンドブロム & E.J. ウッドハウスは、『政策形成の過程』（藪野祐三・案浦明子翻訳、東京大学出版会、2004年）という著書のなかで、十分な情報に基づいた政策への要求は高まっているが、政策過程は首尾一貫した合理的なものではないし、分析に基づく政策形成には必然的な限界があると述べている。敷衍すれば、女性の貧困について十分な情報収集がされても、それが正確に理解され、政策に生かされるかは心もとない。ただ、「専門家の分析は政治的意思決定にさらに役立つ可能性を秘めている」（30頁）としている。

この言葉に勇気づけられ、分析の限界を考慮しつつ、研究を進める必要がある。女性の貧困問題に対する政策の布置を明らかにすることは容易ではない。すでになされている政策が、どのような経路で実現し適用されているのか、女性の貧困の実態を目の当たりにしてきた人たちが要求してきた政策、そして（難しいのだが）必要とされる政策が実現しないという問題を論じる方策も必要であり、引き続きこのテーマに関心を持ちたいと考えている。